

森林づくり県民税の延長のお知らせ

- 静岡県は、荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源のかん養などの「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として、「森林づくり県民税」を平成18年度から導入しています。
- 令和7年度までに約23,000ヘクタールの荒廃森林を整備しましたが、一方で、森林所有者による整備が困難で、公益性が高く緊急に整備すべき荒廃森林が新たに確認されており、集中豪雨などによる山地災害発生リスクが高まっています。
- このため、「森の力再生事業」を継続することとし、「森林づくり県民税」は、税額は変更せずに課税期間を5年間延長して、令和12年度まで御負担をお願いすることとしました。
- 荒廃森林を再生し、森の恵みを次世代に継承するため、引き続き皆様の御理解、御協力をお願いします。

森林づくり県民税は、次のとおり県民税均等割に加算されます。

個人 年額400円

1月1日現在で

- 県内に住所がある方
- 県内に事務所、家屋敷などがある方で、それらが所在する市町内に住所がない方
- *令和12年度まで適用されます
- *県民税均等割が課税されていない方は、非課税です
- *県民税均等割1,400円のうち400円が森林づくり県民税です

法人 均等割額の5%

■県内に事業所などを持っている法人等

資本金等の額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超、50億円以下	27,000円
1億円超、10億円以下	6,500円
1千万円超、1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

*令和13年3月31日までに開始する事業年度まで適用されます

期 間

平成18年度分から令和12年度分までの25年間

使 い み ち

- 森林が持つ「森の力」を発揮させるため、手入れが遅れ、緊急に対策が必要な荒廃した森林を対象に整備を行う「森の力再生事業」に使っています。
- 整備した森林は、下草が地表を覆い樹木の種類が増え、着実に「森の力」が回復しています。
- 令和8年度から10年間の整備計画では、約7,000ヘクタールの荒廃森林を再生します。



整備後16年目の森林
下草や広葉樹が発生し、「森の力」が回復

森林環境譲与税との役割分担

- 市町は森林環境譲与税を活用して、地域の実情に応じた森林整備とその促進を行い、県は森林づくり県民税を活用して緊急に対応が必要な荒廃森林の再生を推進します。

詳細はこちら



森林づくり県民税に関するお問い合わせ先

■税の仕組みに関すること

静岡県財務部税務課
電話：054-221-2337 FAX：054-221-3361
E-mail：zeimu@pref.shizuoka.lg.jp

■使いみちに関すること

静岡県経済産業部森林計画課
電話：054-221-2668 FAX：054-221-2829
E-mail：shinrinkeikaku@pref.shizuoka.lg.jp